

八千代市上下水道局週休2日制モデル工事試行実施要領

(目的)

第1条 この要領は、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行及び実施に関し必要な事項を定めることにより、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組を促進し、もって少子高齢化を背景として技術者、技能労働者等の人材不足が懸念される建設業における将来の担い手確保に向けた事業主等の取組に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「週休2日制」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「対象期間」とは、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げるものについては、対象期間に含まないものとする。

- (1) 年末年始6日間
- (2) 夏季休暇3日間
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) その他工事に終日着手していないものとして対象期間に含むことが適当でないとする期間

3 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除いた、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 この要領において「4週8休以上」とは、対象期間内の1計算期間（対象期間の総日数を28日ごとに区分をした、その28日間をいう。以下同じ。）当たりにおける現場閉所の日数（前項の現場閉所の日数のほか、降雨、降雪等による予定外の事象により工事現場を閉所せざるを得なかった日数を含む。次項及び第6項において同じ。）の占める割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%以上の状態をいう。

5 この要領において「4週7休」とは、対象期間内の1計算期間当たりにおける現場閉所率が、25.0%以上28.5%未満の状態をいう。

6 この要領において「4週6休」とは、対象期間内の1計算期間当たりにおける現場閉所率が、21.4%以上25.0%未満の状態をいう。

7 この要領において「現場着手日」とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

8 この要領において「現場完成日」とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(試行対象工事)

第3条 モデル工事は、八千代市上下水道局が国土交通省土木工事標準積算基準書及び水道事業実務必携等を基に予定価格を設定し発注する工事のうち、発注者が週休2日制に取り組むことと指定する工事とする。

(工期設定)

第4条 モデル工事の工期は、千葉県が定める「適正な工期設定について」に基づき、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間を積み上げ方式で設定し、この設定した日数に完成検査期間の14日を加えた日数とする。

2 前項の規定による工期の設定について、不稼働日の日数を算定するに当たっては、千葉県から通知される最新の数値を用いて算定することとする。

(実施方法)

第5条 発注者は、特記仕様書に、発注する工事がモデル工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

- 2 発注者は、公告時等に工事工程表を添付すること。
- 3 前項の規定により公告時等に添付されることとなる工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事の目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
- 4 工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受注者及び発注者（以下これらを総称して「受発注者」という。）の間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。
- 5 工事の対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。
- 6 前項の協議は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿により、監督職員と行うものとする。この場合において、受注者は、対象期間における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。
- 7 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、現場閉所を行う日が次の各号のいずれかに該当する場合は、連絡することを要しない。
 - (1) 監督職員が工程表等で事前に把握している日である場合
 - (2) 官公庁の休日と同日である場合
- 8 工事の工程に変更が生じた場合は、その要因及び変更後の工事工程について、受発注者で協議すること。この場合において、工事工程の変更理由が受注者の責によらないものとして次の各号のいずれかに該当する場合は、適切に工期の変更を行うこと。
 - (1) 工事工程の条件に変更が生じた場合
 - (2) 著しい悪天候により不稼働日が当初の想定より多く発生した場合
 - (3) 工事を一時中止したことにより工程の全体に影響が生じた場合
 - (4) 資機材や労働需要のひっ迫により工程の全体に影響が生じた場合
 - (5) その他特別な事情により工程の全体に影響が生じた場合
- 9 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出するとともに、チェックリストの確認用として作業日報等の現場閉所の日を確認できる書類を監督職員に提示すること。
- 10 受注者は、対象期間の終了後速やかに、最終月の週休2日制の取組が確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。
- 11 受注者は、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続に要する期間を取れないおそれがある場合は、受発注者の協議により閉所の実績を確認する日を別に決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

（積算方法）

第6条 発注者は、週休2日制の取組に対して、発注時に、次の表の経費又は率の区分にそれぞれ掲げる補正係数（4週8休以上の欄に掲げる数値）を乗じて積算するものとする。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

- 2 前項の規定により積算を行った工事が週休2日以上の状態に満たない場合は、同項の規定により補正係数を乗じて計算された数値から当該補正係数を除した上で、その除して得た数値に、達成状況に応じて、同項の表の経費又は率の区分にそれぞれ掲げる補正係数を乗じることにより減額変更を行う。
- 3 第1項の規定により積算を行った工事が4週6休の状態にも満たない場合は、同項の規定により補正係数を乗じて計算された数値から当該補正係数を除した上で、その除することにより減額変更を行

う。

- 4 市場単価方式については、現場の種別及び閉所状況に応じて、別紙4に示す補正係数を用いて計算するものとする。この場合において、積算及び減額変更については、前3項の例による。

(工事成績)

第7条 モデル工事が週休2日制を達成できた場合は、完成検査時の工事成績評定における「創意工夫」を加点評価するものとする。

- 2 週休2日制を達成できなかったことのみを理由とした工事成績評定点の減点評価は、行わない。

(実施の明示)

第8条 受注者は、対象期間中、モデル工事を実施している旨を、別紙5の明示例を参考に、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。

(アンケートの実施)

第9条 受注者は、発注者が別途実施するアンケートに協力するものとする。

(その他)

第10条 受注者は、この要領に定めのない事項又は要領に疑義を生じた事項については、監督職員と協議することとする。

附 則

この要領は、令和4年6月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に入札公告した工事については、なお従前の例による。

特記仕様書記載例

(週休2日制モデル工事)

第〇条 本工事は、週休2日制モデル工事として発注者が指定する工事である。

2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。

3 発注時における積算には4週8休達成相当の経費を補正している。達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行う。なお、4週6休の現場閉所が達成されない場合は経費補正を除いて減額変更を行う。

4 週休2日制の実施にあたっては、「八千代市上下水道局週休2日制モデル工事試行実施要領」に基づき行うこと。

5 受注者は、発注者からの週休2日制の取組に関するアンケートに協力しなければならない。

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			
【週休2日制モデル工事】			
今月の現場閉所日 ○○日／対象期間○○日			
累計 現場閉所日 ○○日／対象期間○○日 (○○%)			

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

週休2日制モデル工事 チェックリスト

担当部署名 ○○課
工事名 ○○工事
受注者名 ○○建設

月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	計画上の閉所日と実際の閉所日に 差異がある場合等に記載

現場閉所日
対象期間
閉所率

週休2日制モデル工事における土木工事市場単価方式の補正係数

名称	区分	4週6休	4週7休	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

週休2日制モデル工事における下水道工事市場単価方式の補正係数

名称	規格・仕様	4週6休	4週7休	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

